審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課（室）　県土づくり本部河川砂防課

法　令　名	地すべり等防止法	法令の番号	昭和３３年法律第３０号
許認可等の種類	知事以外の者の施工する工事の承認	根 拠 条 項	第１１条第１項

審査基準

１.「地すべり等防止法の施行について」（昭和３３年５月２７日３３林野第６０８６号、建発河第９０号、農林事務次官及び建設事務次官通達）の記の第七による。

受付機関	河川砂防課（土木事務所）	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課（土木事務所）	標準処理期間 30 日 標準経由期間 10 日	目次NO	４１